

薩摩川内市中心市街地活性化に向けたエリアマネジメント支援業務 公募型プロポーザル特記仕様書

1 業務名

薩摩川内市中心市街地活性化に向けたエリアマネジメント支援業務

2 業務目的

薩摩川内市の中心市街地（以下「中心市街地」という。別図参照）は、かつては商機能の集積地として栄えたが、近年は全国的な少子高齢化や、市街地郊外への集客施設の進出、インターネットを通じた消費やライフスタイルの変化による消費の多様化といった外部的な要因と、店主等の高齢化等の内部的な要因により、厳しい状況に置かれている。

一方、薩摩川内市は、新幹線駅であるJR川内駅を有するとともに高規格幹線道路南九州西回り自動車道などの道路網の整備が進められている。また、古くから製造業が栄えるとともに、豊富な農水産物、旧国府として新田神社をはじめとした歴史資源などを有している。

さらに、川内駅コンベンションパークやセンノオトの開業、現在整備が進められている川内港の背後地においては、サーキュラーパーク九州(株)の開業や国内最大級のAIデータセンターの進出の動きがあるなど、極めて高いポテンシャルを有している。

本業務では、そのような状況の中で、薩摩川内市のポテンシャルを最大限に発揮し、都市の魅力を向上させることを目的として、中心市街地の活性化ビジョン作成に向けて市民等が参画し協議する場（エリアプラットフォーム）の形成支援を行い、エリアプラットフォームを活用して、10年後を見据えた将来像（未来ビジョン）及び、3～5年後の短期のアクションプランの策定に向けた準備を進め、中心市街地の賑わい創出（エリア価値の向上）を図るものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで ※令和8年度分

なお、技術提案については、3カ年（契約締結日の翌日から令和11年3月下旬）を前提とした提案とし、その提案により令和8年度の契約相手方を特定する予定である。

ただし、令和9、10年度の契約については、令和8年度の業務成果を踏まえ薩摩川内市が決定するとともに薩摩川内市議会における予算可決を条件とする。

4 業務内容

以下を基本とするが、業務の具体的な手法、実施体制、工程については、技術提案を踏まえ決定する。

【令和8年度】

(1) 中心市街地の活性化ビジョン作成に向けて市民等が参画し協議する場（エリアプラットフォーム）の形成支援

中心市街地の本質的な活性化に向け、未来ビジョンの策定や、未来ビジョンを実現するための活動を行うため、関係者が連携して取り組むエリアプラットフォームの形成を支援する。

① 関係者のコーディネート

対象エリアの関係者の発掘とプラットフォーム形成へのコーディネート（意向把握、ヒアリング等）を行う。

② エリアプラットフォームのあり方検討

対象エリアの特性や関係者の意向等を踏まえ、プラットフォームのあり方や形成への手順、運営方法等を検討し、関係者と合意形成を図る。

③ エリアプラットフォーム形成支援

エリアプラットフォームの形成を支援し、未来ビジョン策定に向けたエリアプラットフォーム等の運営に必要な資料作成や調整などを行う。

なお、エリアプラットフォームの形成や運営に必要な費用（必要に応じて参加者への謝金等）、有識者の協力謝礼等については、本業務内で負担するものとする。

(2) 未来ビジョン等策定支援

① 薩摩川内市の中心市街地における現況分析と課題整理

人口等の基礎情報や、国等の政策、他都市の事例を踏まえ、薩摩川内市の中心市街地における現況分析と課題整理を行う。

② 未来ビジョンの策定支援

ア 上記(1)のエリアプラットフォームを活用し、10年後を見据えた将来像（未来ビジョン）の骨子、また、3～5年程度短期におけるアクションプラン骨子を作成する。

イ なお、以下を条件とする。

- ・ 行政による大規模な開発を想定するのではなく、既存の遊休資産や人的資源等を活用し、参加者自らが主体となってエリアの本質的な活性化を図る視点を前提とする。
- ・ その他、国土交通省が推進する「官民連携まちなか再生推進事業」の「未来ビジョン」を参考に未来ビジョン骨子としてまとめるものとする。
- ・ 参画する主体と役割を明確化すること。
- ・ 受託事業者はファシリテーター役として必要に応じて問題提起や先進事例の共有等を通じて参加者の主体的な参画を促すこと。
- ・ 必要に応じて、講師謝金や旅費、会議に係る費用の支払いを行うこと。

(3) 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。協議回数は着手時、成果品納入時のほか必要に応じて都度実施し、打合せ記録については、その都度記録に留めて提出するものとする。

(4) 業務報告書の作成

上記一連の調査・分析及び業務について、取りまとめ、業務報告書を作成すること。

※参考 1

【令和9・10年度】

(1) 中心活性化が持続するための体制づくり、自走に向けた支援

未来ビジョン及びアクションプランを実行していく体制の立ち上げ支援を行う。その体制については、自立化（法人化、収益化、組織化等）を目指し、持続可能な収益源の検討を行うこと。

また、実行部隊の活動内容、必要となる体制や工程表について検討を行い、自立化するための事業、情報発信に対する支援、人材育成などを行う。

(2) アクションプランの実行の支援

アクションプランを実行する組織が事業を進めるにあたり、必要な支援を行うとともに、効果や課題を検証し、必要に応じて改善を図る。

5 履行場所

薩摩川内市内

6 納品

年度毎に事業報告書（※最終年度においては3年間を通じた報告書）を作成すること。成果は電子データとすること。

7 納品場所

薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課

8 その他

- (1) 受注者は、本業務において、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できるようにすること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策について記載すること。
- (3) 本業務における成果品は全て薩摩川内市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表、貸与したりしてはならない。また、成果品データの所有権・著作権は薩摩川内市に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、双方協議の上処理するものとする。

※参考2 本市で実施している中心市街地活性化に資する取り組み

- 1 まちあいサロンの運営
- 2 商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップ事業
- 3 中心市街地出店支援補助事業（補助率1／2、上限500千円）
- 4 店舗改装費補助事業（補助率2／10以内、上限200千円）
- 5 商店街共同施設整備補助事業
- 6 地域経済にぎわい創出支援事業補助事業（補助率：2／3、上限200千円）

別図

